

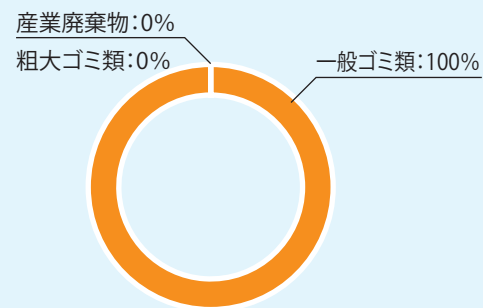
# 令和2年 川内川ゴミマップ(上流域①:伊佐市)

不法投棄箇所(1つの○は1箇所)

- :一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
- :粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
- :産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

発見件数(令和元年度)

一般ゴミ類: 17件  
粗大ゴミ類: 0件  
産業廃棄物: 0件  
合計: 17件

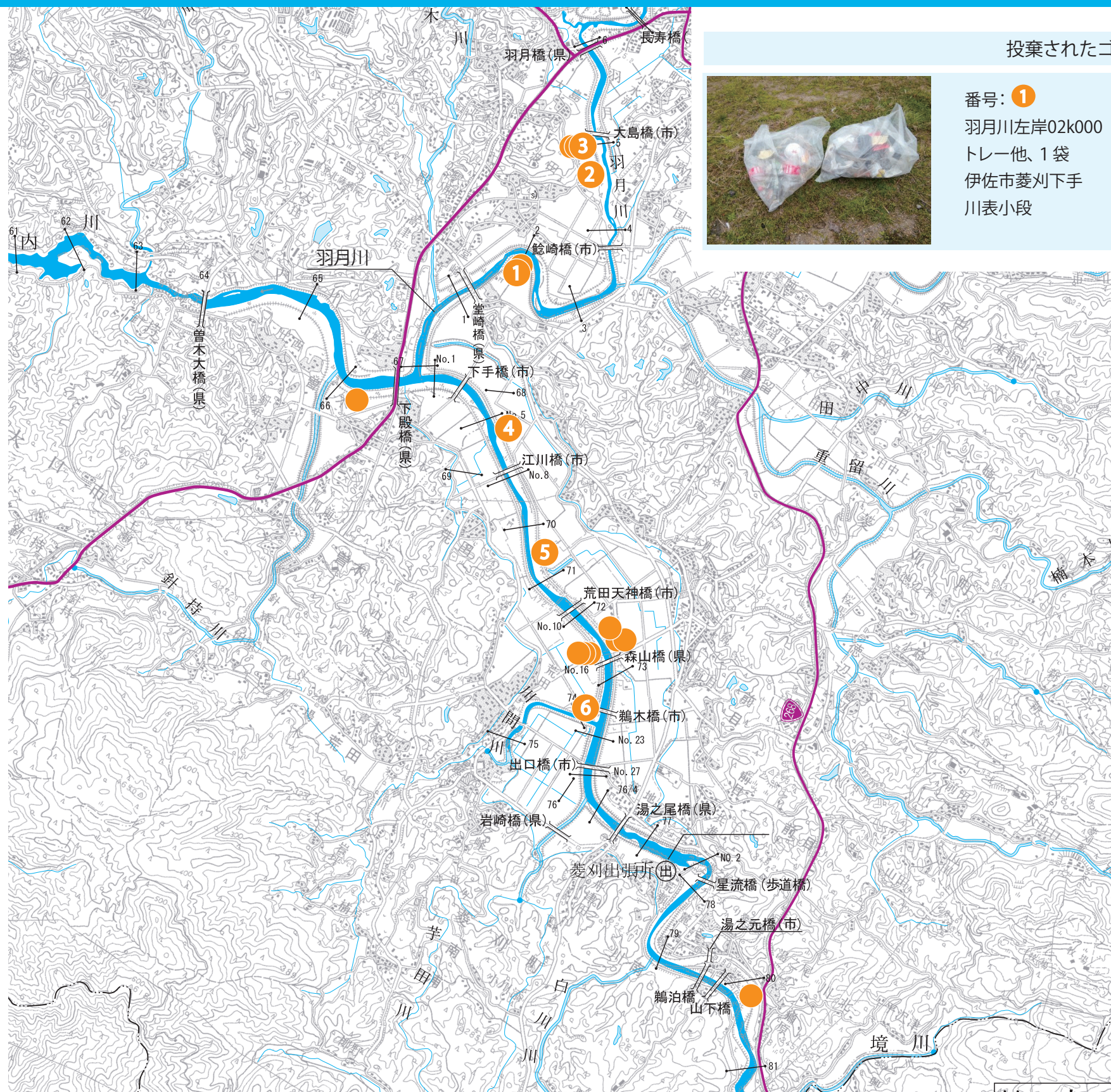


発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類  
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 4.6袋  
一般ゴミ(燃やせないゴミ) 6.7袋  
空缶・ビン類 0.7袋  
※ゴミ袋は90Lを使用。

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

- ・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろんなところにゴミが捨てられています。川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。
- ・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①  
羽月川左岸02k000  
トレー他、1袋  
伊佐市菱刈下手  
川表小段



番号: ②  
羽月川右岸4k600  
ビニールゴミ等  
伊佐市大口大島  
川表高水敷



番号: ③  
羽月川右岸05k000  
弁当殻等  
伊佐市大口大島  
大島橋上流川表法面



番号: ④  
川内川右岸68k400  
ゴミ箱等  
伊佐市菱刈下手  
江川橋 橋梁下



番号: ⑤  
川内川右岸70k600  
電気ヒーター  
伊佐市菱刈荒田  
下目樋門川裏法面



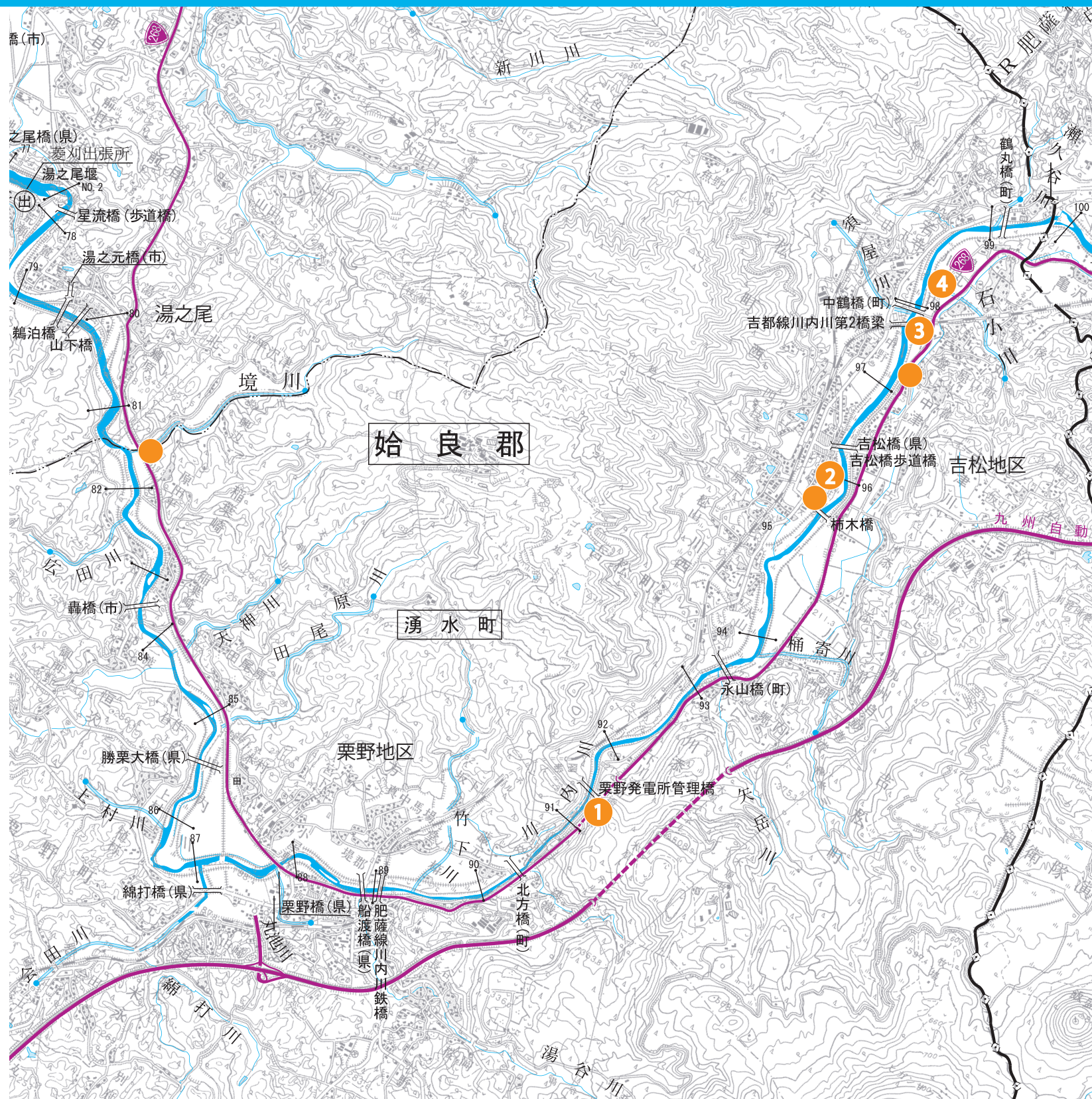
番号: ⑥  
川内川左岸73k800  
タイヤ  
伊佐市菱刈川北  
芋田川合流部  
堤防天端川裏側

国土交通省 川内川河川事務所

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

# 令和2年 川内川ゴミマップ(上流域②:湧水町)

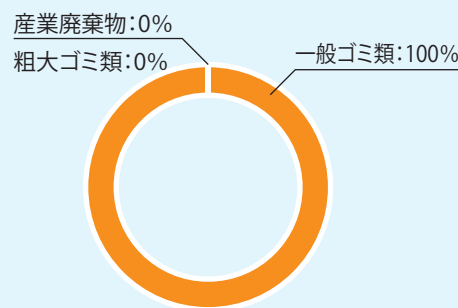


不法投棄箇所(1つの○は1箇所)

- :一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
- :粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
- :産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

発見件数(令和元年度)

一般ゴミ類: 7件  
粗大ゴミ類: 0件  
産業廃棄物: 0件  
合計: 7件



発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類  
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 2.0袋  
一般ゴミ(燃やせないゴミ) 2.3袋  
空缶・ビン類 2.0袋

※ゴミ袋は90Lを使用。

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろいろなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。

投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①  
川内川左岸91k200  
もち米  
湧水町川添  
阿波井堰下流  
距離標付近



番号: ②  
川内川右岸96k000  
生ゴミの投棄  
湧水町川西  
市原第2樋門 管理橋



番号: ③  
川内川左岸97k800  
家庭ごみ  
湧水町鶴丸  
中鶴橋下流  
川表法尻部



番号: ④  
川内川左岸98k200  
空き缶  
湧水町鶴丸  
堤防天端 川裏側

国土交通省 川内川河川事務所

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

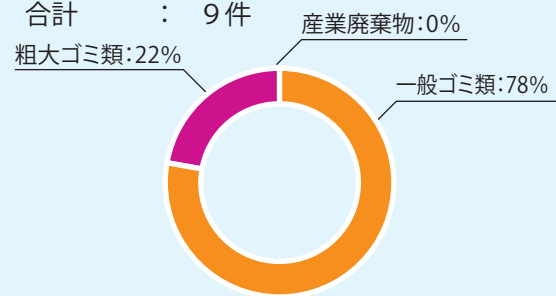
# 令和2年 川内川ゴミマップ(上流域③:えびの市)

不法投棄箇所(1つの○は1箇所)

- :一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
- :粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
- :産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

発見件数(令和元年度)

一般ゴミ類: 7件  
粗大ゴミ類: 2件  
産業廃棄物: 0件  
合計: 9件



発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類  
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 1.1袋  
ペットボトル 0.2袋  
空缶・ビン類 0.7袋  
※ゴミ袋は90Lを使用。

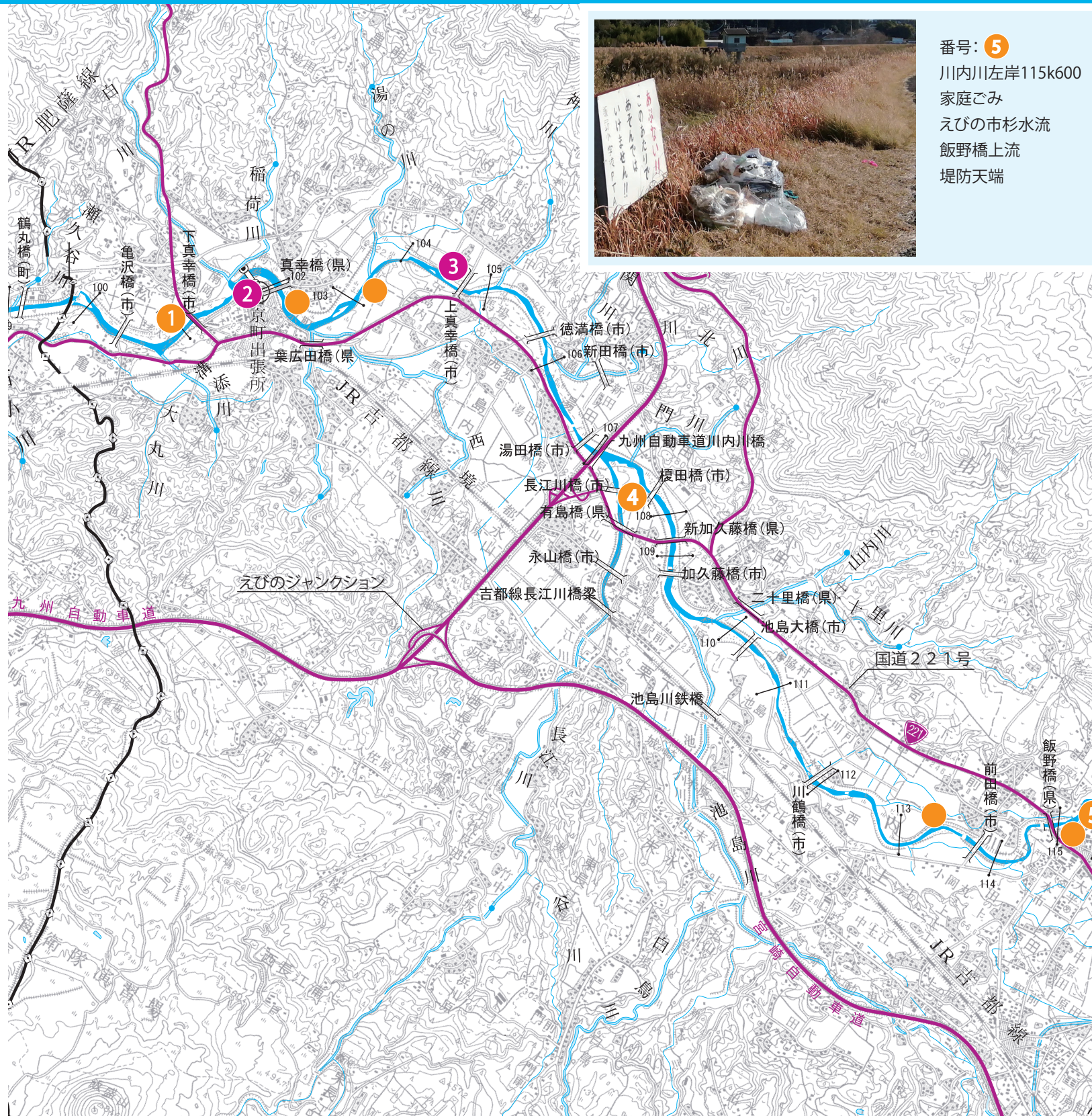
粗大ゴミ類  
粗大ゴミ 2.0個

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろんなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。

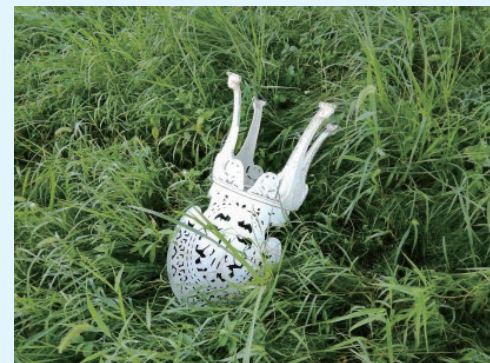


番号: 5  
川内川左岸115k600  
家庭ごみ  
えびの市杉水流  
飯野橋上流  
堤防天端

投棄されたゴミの写真(一部)



番号: 1  
川内川右岸101k000  
空き缶(猫の缶詰)  
えびの市岡松  
下真幸橋下流 河岸



番号: 2  
川内川左岸101k600  
椅子(1脚)  
えびの市向江  
真幸堰 管理橋下  
高水敷



番号: 3  
川内川右岸104k600  
ソファー  
えびの市西川北  
上真幸橋  
橋台付近 高水敷



番号: 4  
長江川右岸0k200  
大根  
えびの市永山  
長江川橋下流 川表

国土交通省 川内川河川事務所

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)